

高砂市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 基本方針

(1) 基本理念

高砂市の新庁舎建設に係る基本設計業務及び実施設計業務を委託するに当たり、「高砂市庁舎整備計画基本構想」に掲げた基本理念及び基本方針を取り入れた設計図書を作成するため、柔軟かつ高度な創造力と技術力とを有する設計者を公募型プロポーザル方式により選定します。

選定される設計者には、市民も参画して練り上げた高砂市庁舎整備計画基本構想に定められている設計と条件を整理の上、市民や市議会、職員の意見を取り入れ、業務の効率性及び利便性、防災機能並びに耐震性能を確保し、建物の長寿命化と環境性能に配慮するとともに、これからの社会に必要な官民連携を推進する市民に親しまれる庁舎を実現する設計図書を作成することが求められます。

そこで、この要項において、このような新庁舎づくりにふさわしい設計者の選定に係る手続について必要な事項を定めます。

(2) 業務概要

- ア 業務名 高砂市新庁舎建設設計業務委託
- イ 業務内容 高砂市新庁舎建設に係る基本設計業務及び実施設計業務
(詳細は、仕様書及び特記仕様書によります。)
- ウ 履行期間 契約の締結の日から平成30年5月31日まで(建築に伴う諸手続等の期間を含みます。)
なお、各業務における履行期間を次のとおり定めます。
基本設計業務：契約の締結の日から平成29年7月31日まで
実施設計業務：基本設計完了の日から平成30年5月31日まで
※地質調査業務は、基本設計の履行期間内に実施することとします。
- エ 発注者 高砂市
- オ 計画概要 資料「高砂市庁舎整備計画基本構想」によります。
ただし、工期及び配置計画については、参考とし、他の提案も認めるものとします。
- カ 概算業務費(上限) 175,300千円(税込み)
(内訳) 基本設計業務：67,298千円
実施設計業務：108,002千円
- キ 概算事業費(上限) 6,303,636千円(税込み)
※仮設リース料を含むものとし、特殊な地盤対策、地盤改良、工事監理、引っ越し及び備品購入に要する費用及び許認可手数料等を除きます。

(3) 選定方針

ア 設計者の選定に当たっては、次の委員で構成される高砂市新庁舎建設設計者選定審議会(以下「審議会」といいます。)において審査を行います。

会長	末包 伸吾	神戸大学大学院教授
副会長	長濱 伸貴	神戸芸術工科大学大学院准教授
委員	工藤 和美	明石工業高等専門学校教授
(順不同)	大井 史江	武庫川女子大学准教授
	戸田 隆彦	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課長
	富田 康雄	高砂市副市長

イ 審議会では、参加表明書等を提出した者のうちから、技術提案書等を提出できる者を5者程度選定します（一次審査）。さらに、一次審査で選定された者から技術提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、最優秀者（委託候補者）1者及び次点者1者を特定します（二次審査）。

(4) 担当部局

高砂市企画総務部総務室総務課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
電話：079-443-9003
FAX：079-442-2229
URL：http://www.city.takasago.hyogo.jp/
E-mail:tact1510@city.takasago.hyogo.jp

(5) スケジュール

区分	内 容	年月日
一次審査	募集要項等の公表	平成28年10月25日（火）
	参加表明書等に関する質問書の受付期限	平成28年11月 1日（火）
	質問に対する回答	平成28年11月 8日（火）
	参加表明書等の受付期限	平成28年11月15日（火）
	審査・選定	平成28年11月22日（火）
	選定又は非選定に係る通知書の送付	平成28年11月25日（金）予定
二次審査	技術提案書等に関する質問書の受付期限	平成28年12月 2日（金）
	質問に対する回答	平成28年12月 9日（金）
	技術提案書等の受付期限	平成28年12月22日（木）
	プレゼンテーション及びヒアリングでの審査・特定	平成29年 1月16日（月）
	特定又は非特定に係る通知書の送付	平成29年 1月23日（月）予定

(6) 募集要項等の配布

ア 配布期間等

平成28年10月25日（火）から同年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」といいます。）を除きます。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

高砂市企画総務部総務室総務課
なお、募集要項等は、高砂市ホームページからも入手できます。

（URL <http://www.city.takasago.hyogo.jp/>）

(7) 資料の配布

ア 配布資料

- (ア) 高砂市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル募集要項
- (イ) 高砂市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル評価選考要領
- (ウ) 仕様書及び特記仕様書
- (エ) 高砂市新庁舎整備計画基本構想
- (オ) 高砂市新庁舎整備に関する提言書検証報告書
- (カ) 各庁舎各課配置図
- (キ) 新庁舎敷地公図（写し）
- (ク) 新庁舎整備敷地区
- (ケ) 周辺インフラ整備図
- (コ) 高砂市ハザードマップ

イ 配布期間等

平成28年10月25日（火）から同年11月15日（火）まで（休日等を除きます。）の午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所

高砂市企画総務部総務室総務課

なお、配布資料は、高砂市ホームページからも入手できます。

（URL <http://www.city.takasago.hyogo.jp/>）

(8) 資料の閲覧

ア 閲覧資料

- (ア) （既存）高砂市役所分庁舎新築図
- (イ) （既存）高砂市役所南庁舎新築図
- (ウ) （既存）高砂市役所西庁舎・防災センター新築図
- (エ) （既存）高砂市第1上下水道庁舎新築図
- (オ) （既存）高砂市第2上下水道庁舎新築図
- (カ) 高砂市史他建設地土質資料

イ 閲覧期間

平成28年10月25日（火）から同年11月1日（火）まで及び平成28年11月25日（金）から同年12月2日（金）まで（それぞれ休日等を除きます。）の午前9時から午後5時まで（事前に高砂市企画総務部総務室総務課まで御連絡ください。）

ウ 閲覧場所

高砂市役所防災倉庫1階会議室

2 参加条件

(1) 参加資格

公募型プロポーザル方式による設計者の選定に参加することができる者は、次のアからケまでのいずれにも該当する単体企業とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 所属する建築士が建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

エ 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）第20条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、「測量・建設コンサルタント等」に登録があるものであること。

- オ 公告の日から契約の締結の日までの間に、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- カ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ク 当該建築士事務所において、平成18年4月1日以降に、延べ床面積5,000平方メートル以上の庁舎の新築工事に係る基本設計業務及び実施設計業務を受注した実績があること。
なお、ここでいう「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般事務に供されるもの（複合施設の場合は、当該施設の該当部分）とします。
- ケ 免震構造・制震構造又はこれに類する構造を採用した公共建築物の新築又は増築の工の基本設計及び実施設計をしたことがあること。ただし、これらの設計が部分的な免震構造・制震構造又はこれに類する構造に係るもの（床免震等）である場合は、除くものとします。

（2）分担業務分野の再委託

業務分野を再委託する場合は、次の事項を満たしてください。

- ア 建築（意匠）分野は、再委託しないこと。ただし、そのうち、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認めます。
 - イ 構造分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の建築士事務所に当該構造設計一級建築士が所属している場合は、この限りではありません。
 - ウ 設備分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の建築士事務所に当該設備設計一級建築士が所属している場合は、この限りではありません。
- ※ 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、構造設計一級建築士証若しくは設備設計一級建築士証の交付を受けた者又は国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した通知書を受けた者であることとします。

（3）配置予定技術者

配置予定技術者の条件は、次のとおりです。

- ア 管理技術者は、一級建築士であること。
 - イ 管理技術者及び建築（意匠）担当者は、参加表明者の組織に所属していること。
 - ウ 管理技術者は、記載を求める各分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める建築（意匠）担当の主任技術者は、記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- ※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条に規定する管理技術者をいいます。
- ※2 一級建築士の資格者は、一級建築士免許証の交付を受けた者であることとします。
- ※3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。
- ※4 分担業務分野の分類は、次表によります。

なお、新たな分担業務分野（土木、液状化対策、防災、オフィス環境、ワークショップ、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等）を追加する

場合は、4（4）ウ（エ）に定める主任技術者（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）の経歴等（様式3-4）の提出の際、新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。この場合において、当該分担業務分野を分割して新たな分担業務分野を設定することはできません。

また、次表の分担業務分野については、分割して新たな分担業務分野を設定することはできません。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号。以下「平成21年告示」といいます。）別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(1)総合」に係るもの
建築（構造）	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(2)構造」に係るもの
電気設備	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(3)設備」の「(i)電気設備」に係るもの
機械設備	平成21年告示別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)において示される「設計の種類」のうち「(3)設備」の「(ii)給排水衛生設備」、「(iii)空調換気設備」及び「(iv)昇降機等」に係るもの

（4）参加に対する制限

ア 参加表明書等を提出する者の重複は認めません。

イ 審議会の委員が自ら主催し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者の参加は認めません。

3 審査方法及び結果の通知

（1）審査方式

プロポーザルは、2段階審査方式で行います。

（2）審査組織

プロポーザルに係る審査は、審議会において行います。

（3）審査等手順

ア 参加資格確認

参加表明書等を期限までに提出している者のうち、参加資格を満たしていると確認したものについて参加を認めます。

イ 一次審査

参加表明書等の内容について、審議会において書類審査及び評価を行い、5者程度を選定します。

ウ 一次審査結果の通知

一次審査の結果、選定されなかった者には、選定されなかった旨を郵送で書面により通知します。一次審査で選定された者には、技術提案書提出要請書により郵送で通知します。

エ 二次審査

一次審査で選定された者から提出された技術提案書等の内容について、審議会によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、当該者のうち最も優れた者を最優秀者（委託候補者）に、次点の者を次点者に特定します。

なお、一次審査における審査結果（採点）は、二次審査に持ち越さないものとします。

※ プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行いますが、審査は非公開とします。

オ 二次審査結果の通知

二次審査の結果、最優秀者（委託候補者）及び次点者に特定されなかった者には、特定されなかった旨を郵送で書面により通知します。二次審査で特定された者には、特定通知書により郵送で通知します。

なお、審査結果のうち、最優秀者（委託候補者）及び次点者として特定された者については、特定通知書による通知とあわせて、高砂市ホームページにおいて公表します。

(4) 異議の申立て

審査結果（選定及び特定の経緯を含む。）に関する問合せ及び異議の申立ては、一切受けけないものとします。

4 参加表明書等の提出（一次審査）

(1) 提出書類の種類

参加表明書等の提出書類は、次に掲げる指定の様式により作成してください。

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務実績書（様式2）

ウ 管理技術者の経歴等（様式3-1）

エ 主任技術者の経歴等（様式3-2から様式3-4まで）

オ 協力事務所（様式4）

カ イからオまでに掲げる書類に添付する資格又は実績を確認する書類

キ 業務の実施方針（様式5）

(2) 提出書類の提出方法等

ア 提出部数

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 業務実績書（様式2） 10部（複写可）

(ウ) 管理技術者の経歴等（様式3-1） 10部（複写可）

(エ) 主任技術者の経歴等（様式3-2から様式3-4まで） 10部（複写可）

(オ) 協力事務所（様式4） 10部（複写可）

(カ) (イ) から (オ) までに掲げる書類に添付する資格又は実績を確認する書類 各1部

(キ) 業務の実施方針（様式5） 10部（複写可）

（正本1部と副本9部とし、正本には会社名を記載してください。）

※ (イ) から (オ) までに掲げる書類には表紙を付けず、各1部を1組として左上部をホッチキス綴じしてください。

イ 提出方法

提出場所まで持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着となるように提出してください。

なお、郵送による提出の場合においては、高砂市は、郵送中の事故に伴う損害に対して一切の責任を負わないものとします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、FAXで提出書類受領確認書を送付しますので、電話で高砂市企画総務部総務室総務課まで到着したことを報告してください。

エ 受付期間等

平成28年10月25日（火）から同年11月15日（火）午後5時まで（休日等を除きます。）

オ 提出場所

高砂市企画総務部総務室総務課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式6）を電子メールで高砂市企画総務部総務室総務課まで送信することにより行ってください。

なお、電子メール以外では質問の受付を行いません。また、二次審査で使用する技術提案書等に関する質問の受付は、参加表明書等に関する質問に係る受付期間においては行いません。

イ 質問書の受付期間

平成28年10月25日（火）から同年11月1日（火）午後5時まで

ウ 質問書に対する回答

質問者に個別に回答せず、一括して質問回答書として取りまとめ、高砂市ホームページにおいて、平成28年11月8日（火）までに公開します。

なお、質問回答書は、この募集要項の追加又は修正として、この要項と同様に扱います。

(4) 提出書類の記載上の留意事項

ア 参加表明書（様式1）

代表者印を押印の上、提出してください。

イ 業務実績書（様式2）

次の（ア）に規定する同種の業務実績又は次の（イ）に規定する類似の業務実績を5件以内で記入してください。

なお、ここで「業務実績」とは、基本設計業務及び実施設計業務の契約履行が平成28年10月1日までに完了しているものをいい、施設の完成は問いません。

(ア) 同種の業務実績は、国又は地方公共団体の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）で延べ床面積5,000平方メートル以上のもののうち、平成18年4月1日以降に建築をするために発注されたものの基本設計業務及び実施設計業務の全工程に携わった業務実績をいいます。

(イ) 類似の業務実績は、平成21年告示別添二の「建築物の類型」が「四 業務施設」である建築物で延べ床面積5,000平方メートル以上のもののうち、平成18年4月1日以降に建築をするために発注されたものの基本設計業務及び実施設計業務の全工程に携わった業務実績をいいます。

※1 業務実績が複数ある場合は、同種の業務実績を優先し、かつ、規模の大きいものから記入してください。また、同種又は類似の業務実績が合わせて5件に満たない場合は、その満たない部分は空欄としてください。

なお、記入した業務実績については、契約書（かがみ）の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び当該庁舎又は建築物の概要が確認できる図面等（注1）の書類を提出してください。また、PUBDIS（注2）の登録がある場合は、その写しも提出してください。

（注1） 図面等は、前記（ア）の庁舎が複合施設である場合にあっては庁舎の用途の部分を、前記（イ）の建築物が複合施設である場合にあっては業務施設の用途の部分を囲んでください。

(注2) 「PUBDIS」とは、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」をいいます。

※2 該当する業務実績がある場合の記入方法は、次のとおりです。

- a 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画をいう。以下同じ。）の別を記入すること。
- b 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請建築士事務所名を括弧書きで記入すること。
- c 構造・規模・面積の欄には、「構造種別—地上階数/地下階数、延べ床面積」を記入すること。（例：RC—5F/B1、○○○○○㎡）

※3 審査において「同種」を「類似」又は「実績なし」と、「類似」を「実績なし」と、「受賞歴有」を「受賞歴無」として評価することがあります。

ウ 管理技術者の経歴等及び主任技術者の経歴等（様式3-1から様式3-4まで）

この設計業務を担当する管理技術者及び記入を求める分担業務分野の主任技術者について、次に従い記入してください。

なお、同種・類似業務実績の記載件数は、最新のもの3件以内とします。

(ア) 資格名称

- a 各技術者について、当該建築士事務所との雇用関係を証する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、参加表明書等の受付日以前に当該建築士事務所と直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係が必要となります。

- b 各技術者について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付してください。

(イ) 同種・類似業務実績

- a 同種・類似業務の内容は、前記イ（ア）及び（イ）に定めるところによります。
- b 該当する業務実績については、前記イ※2に倣って記入し、併せて関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場をいいます。以下同じ。）を記入してください。

(ウ) 平成28年10月25日現在従事している設計業務

平成28年10月25日現在継続中の手持ちの設計・監理業務について、前記イ※2に倣って記入し、併せて関わっている分担業務分野及び立場を記入してください。

(エ) 分担業務分野

参加表明書等を提出した者において新たに追加する分担業務分野（土木、液状化対策、防災、オフィス環境、ワークショップ、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等）がある場合は、主任技術者（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）の経歴等（様式3-4）を提出してください。

エ 協力事務所（様式4）

協力事務所がある場合は、提出してください。分担業務分野には、建築（構造）、電気設備、機械設備又は参加表明書等を提出した者において新たに追加する分担業務分野（土木、液状化対策、防災、オフィス環境、ワークショップ、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建物外観デザイン等）並びに協力事務所の名称、所在地、代表者並びに協力を受ける内容及び理由について記入してください。

オ 業務の実施方針（様式5）

- (ア) ①高砂市庁舎整備計画基本構想に掲げた5つの基本方針に沿った本設計業務の考え方、②設計チームの業務取組体制、③設計過程における市民参加の考え方及び④業務実

施上特に配慮する事項（特定テーマに対する内容を除きます。）について、をA3判1枚に簡潔に記述してください。

(イ) 提案は、文章で表現することを原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは、10.5ポイント以上としてください。

(ウ) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図は使用することができるものとしますが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはいけません。

また、設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等も使用しないでください。設計の内容が具体的に表現されたものと判断される場合は、減点することがあります。

(エ) 提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名、業務実績のある施設の名称等）を記入しないでください。

カ その他

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。

なお、要求している内容以外の書類、図面等については、受理しません。

(6) 提出書類の評価基準

提出資料の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目		評価の着目点			
		判断基準			
事務所 の実力	事務所の評価	同種・類似 業務の実績	業務実績の種類、規模、件数及び受賞歴について評価する。		
担当チ ームの 能力	配置技術者の資格	専門分野の 技術者資格	各分担業務分野 について、資格 の内容を資格評 価表により評価 する。	主任 技術者	建築（意匠）
					建築（構造）
					電気設備
					機械設備
	配置技術者の技術力	同種・類似 業務の業務 実績（実績 の有無及び 件数並びに 携わった立 場）	次の順で評価す る。 ①同種の業務実 績がある。 ②類似の業務実 績がある。 （上記①及び② に加え、携わっ た立場も評価す る。）	管理技術者	建築（意匠）
					建築（構造）
CPD		継続教育（CPD）の取得単位 を評価する。	管理技術者	建築（意匠）	
				建築（構造）	
				電気設備	
				機械設備	
				主任 技術者	建築（意匠）
					建築（構造）
					電気設備
					機械設備

業務の 実施方 針	①高砂市庁舎整備計画基本構想に掲げた5つの基本方針に沿った本設計業務の考え方、②設計チームの業務取組体制、③設計過程における市民参加の考え方、④業務実施上特に配慮する事項	①から④までについて、取組意欲、業務の理解度、的確性、創造性、実現性等を評価する。
-----------------	---	---

5 技術提案書等の提出（二次審査）

（1）提出書類の種類

技術提案書等の提出書類は、次に掲げる指定の様式により作成してください。

- ア 技術提案書（様式7）
- イ 特定テーマについての提案資料（様式8）
- ウ 設計費見積書（任意様式）

次に掲げる項目ごとに見積ってください。

なお、消費税額は、設計費見積書に金額を別に記載してください。

- (ア) 基本設計業務
- (イ) 実施設計業務（開発設計業務を含む。）
- (ウ) 地質調査業務
- (エ) オフィス環境設計業務
- (オ) (ア) から (エ) までの合計

（2）提出書類の提出方法等

ア 提出部数

- (ア) 技術提案書（様式7） 1部
- (イ) 特定テーマについての提案資料（様式8） 10部
（正本1部と副本9部とし、正本には会社名を記載してください。）

※ 表紙を付けず、各テーマ1部ずつを1組として左上部をホッチキス綴じしてください。

- (ウ) 設計費見積書（任意様式） 1部

イ 提出方法

提出場所まで持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着となるように提出してください。

なお、郵送による提出の場合においては、高砂市は、郵送中の事故に伴う損害に対して一切の責任を負わないものとします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、FAXで提出書類受領確認書を送付しますので、電話で高砂市企画総務部総務室総務課まで到着したことを報告してください。

エ 受付期間等

参加表明書に対する技術提案書提出要請書による通知があった日から平成28年12月22日（木）午後5時まで（休日等を除きます。）

オ 提出場所

高砂市企画総務部総務室総務課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

(3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書(様式9)を電子メールで高砂市企画総務部総務室総務課まで送信することにより行ってください。

なお、電子メール以外では質問の受付を行いません。

イ 質問書の受付期間

平成28年11月25日(金)から同年12月2日(金)午後5時まで

ウ 質問書に対する回答

質問者に個別に回答せず、一括して質問回答書として取りまとめ、高砂市ホームページにおいて、平成28年12月9日(金)までに公開します。

なお、質問回答書は、この募集要項の追加又は修正として、この要項と同様に扱います。

(4) 提出書類の記載上の留意事項

ア 技術提案書(様式7)

代表者印を押印の上、提出してください。

イ 特定テーマについての提案資料(様式8)

資料「高砂市庁舎整備計画基本構想」のほか、高砂市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で、次表のとおり提案してください。

課題	テーマ	説明
1	市民の生命と財産を守る 安心安全の庁舎	現敷地の特性(旧中州など)を踏まえた上で、災害対策活動の中核として、官庁施設の総合耐震計画基準における最高水準の安全性を確保すること、地震や津波、高潮等が発生しても機能し続けることができること、特に懸念される浸水や側方流動を含む液状化への対策等について、考え方と具体的な提案を求める。 ※技術的資料があれば、別に提出をすることができる。
2	だれもが利用しやすく市民に開かれた庁舎	窓口サービスの利便性を高め、ユニバーサルデザイン等を導入した窓口空間や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できる執務空間をはじめ、若年層から幅広い世代が手続以外でも庁舎へ行きたいと思える気軽に休憩や交流ができるスペースや子育て中の親子が屋内外で気軽に自然と集える場所等を提供すること、開かれた議会に向けて議会を身近に感じることができること等、誰もが利用しやすく市民に開かれた庁舎について、考え方と具体的な提案を求める。
3	効率的な配置・整備計画	既存庁舎の活用(ただし、除却も否定しない)、駐車場等との連携が図られた施設配置、来庁者や職員が利用しやすい駐車場、交通アクセス計画及び業務を継続しながらの工事が円滑に実施でき、工期短縮、事業費の削減のほか、環境負荷の低減やランニングコストの軽減など庁舎の維持費削減が図られる整備計画について、考え方と具体的な提案を求める。
4	その他の提案	上記テーマ以外で、高砂市の新庁舎建設について提案したい内容等について自由な提案を求める。

- (ア) 特定テーマについての提案資料（様式8）は上記4テーマをA3判4枚以内に簡潔にまとめてください（様式は、A3横書きとします。）。
- (イ) 特定テーマについての提案資料（様式8）は、文章で表現することを原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは、10.5ポイント以上としてください。
- (ウ) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図は使用することができるものとしませんが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはいけません。
また、設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等も使用しないでください。設計の内容が具体的に表現されたものと判断される場合は、減点することがあります。
- (エ) 提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名、業務実績のある施設の名称等）を記入しないでください。
- (オ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。
- (カ) 要求している内容以外の書類、図面等については、受理しません。

(6) 提出書類の評価基準

提出書類の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目		評価の着目点	
		判断基準	
担当チームの対応	技術提案（評価に当たっては、提出書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果を総合的に判断して行う。）	特定テーマに対する技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているかなど）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているかなど）及び実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているかなど）を考慮して総合的に評価する。
設計費見積額		設計費の見積額	見積額を評価する。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、この設計業務を担当する配置予定技術者（管理技術者の経歴等（様式3-1）及び主任技術者の経歴等（様式3-2から3-4までに記載した者をいいます。）のうちから3人以内とします。
- イ 実施場所、日時、留意事項等は、一次審査後に改めて通知します。
- ウ プレゼンテーションは、出席者が提出した特定テーマについての提案資料（様式8）を使用して説明することとし、スクリーン等に投影して説明することもできます。
- エ 出席者が提出した特定テーマについての提案資料（様式8）の差し替え、追加又は再提出は認めません。ただし、誤字、脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えありません。
- オ プレゼンテーションに必要な機器は、出席者が用意してください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、高砂市が用意します。
- カ 高砂市は、プレゼンテーションの内容の録画又は録音をすることができるものとし、
- キ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加する意思がないものとみなし、原則として審査の対象としません。

6 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがあります。

- (1) 提出書類等がこの要項の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等がこの要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の内容が記入されている場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要項に違反すると認められる場合
- (5) 審議会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

7 設計業務契約

(1) 契約の締結

特定された委託候補者とこの設計業務について契約の協議を行います。協議が整った場合は、当該設計業務に係る仕様書に基づく見積書（以下「見積書」といいます。）を徴した後、予算の範囲内で随意契約の方法により契約を締結します。

なお、この設計者の選定に係る手続に参加した者が、参加表明書等の提出期限の日から契約の締結の日までの間に、高砂市から指名停止の措置を受けた場合は、その者については、当該手続に係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行いません。

また、委託候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を契約の交渉及び見積書の徴取の相手方とするものとします。

(2) 契約に係る業務内容

別紙仕様書及び特記仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の締結の日から16箇月（基本設計 約6箇月、実施設計 約10箇月）

(4) 契約者

高砂市

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 契約書の作成の要否

要します。

(7) 業務委託金額

当該業務に係る予算の範囲内で、提出された見積書の金額を上限として決定します。

この場合においては、基本設計業務に係る費用、実施設計業務に係る費用及びこれらの合計のそれぞれについて、次に定める予算額を超えないこととします。

予算額合計 175,300千円（税込み）

内訳 （基本設計業務 67,298千円）※地質調査業務を含みます。

（実施設計業務 108,002千円）

(8) 契約保証金

契約を締結するときは、高砂市契約規則第30条の規定により契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納めなければならないこととします。ただし、同条各号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する場合があります。

(9) 委託料の支払

ア 基本設計業務の完了後、成果物の引渡しを受け、監督員の検収において認められた後に当該成果物に対する委託金額を支払うものとします。

イ 実施設計業務の完了後、成果物の引渡しを受け、監督員の検収において認められた後に委託金額の総額からアに定めるところにより支払った委託金額を差し引いた残額について支払うも

のとします。

(10) 契約の履行

契約の履行に当たっては、高砂市と十分協議して進めるものとします。

8 その他

(1) 辞退について

技術提案書等の提出者に選定された者が技術提案書等の提出を辞退する場合は、書面（任意様式。ただし、A4判とする。）を平成28年12月22日（木）までに高砂市企画総務部総務室総務課まで、持参又は郵送により提出してください。

なお、辞退した場合でも、高砂市が発注等をする他の業務に関し、当該辞退を理由とした不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 工事受注資格の喪失

ア この設計業務を受注した者（その者が当該設計業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、当該設計業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできません。

イ この設計業務を受注した者（その者が当該設計業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に、次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は、当該設計業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできません。

(ア) 一方が他方に出資していること。

(イ) 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(3) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、全て参加表明者の負担とします。技術提案書等についても同様です。

(4) 提出受付期限以降における提出書類の差し替え、追加又は再提出は、原則として認めません。

(5) この設計業務の実施に当たっては、提出書類に記入した配置予定の管理技術者又は主任技術者を変更することはできません。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由がある場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を高砂市から得ることにより変更することができるものとします。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された参加表明書等は、返却しません。

イ 特定されなかった場合においては、提出された技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却します。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書の余白部分に記入してください。記入がない場合は、返却の希望がないものとみなします。

ウ 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとしますが、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成します。

エ 提出書類及びその複製は、業務の実施方針（様式5）及び特定テーマについての提案資料（様式8）を広報誌やホームページに掲載する場合、市議会や高砂市主催の会議等で配布する場合又はこのプロポーザルに関する記録として使用する場合を除き、技術提案書等を審査する場合以外には提出者に無断で使用しないものとします。

なお、これらの場合においては、業務の実施方針（様式5）及び特定テーマについての提案資料（様式8）の電子データでの提出を求めます。

(7) 工事監理業務については、この設計業務の成果に基づき、この設計業務の受託者と随意契約を締結することにより行わせる場合があります。